

# 会 員 規 則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人新潟県マンション管理士会(以下「当会」という。)定款第10条から第17条の定めに基づき、会員の入会基準、金員負担、会員名簿、退会等について、必要な事項を定める。

(入会)

第2条 入会申込者は、当会申込書等書類一式及び日管連登録申請書等書類一式を整え、会長に所定の書類を提出する。

2 会長は、理事会に入会の可否を付議する。

3 理事会は、入会の承認基準に基づき、入会の可否について審査及び決定を行う。

4 会長は、理事会の決定に基づき、入会申込者へ入会の可否、並びに入会の場合は、入金、年会費、日管連登録料の金員及び納付先、その他必要な事項を通知する。

5 入会申込者は、入会の承認の通知を受けたときは、速やかに入会金及び年会費を納付し、入会の手続きを完了する。

(入会の承認基準)

第3条 会員が満たすべき、入会に必要な要件は、定款第9条の定めに基づき、次の事項とする。

一 マンション管理士として国土交通大臣の登録を受けている者

二 新潟県内に住所又はマンション管理士事務所(マンション管理士事務所に勤務している場合のその勤務先を含む。)を有する者

三 重複して日管連参加の他の会員会に入会していない者

四 次に掲げる事項に該当しない者

イ 暴力団その他の反社会的行為をする団体に加わっている者

ロ 日管連に加盟していないマンション管理士会(紛らわしい名称を冠した団体を含む。)に加入している者

ハ 定款第17条第2項第四号の退会勧告を受けて退会したもので退会した日から2年間、同項第五号の除名を受けた者でその処分決定の日から4年間を経過していない者(日管連傘下の会員会においてこれらに相当する処分を受け者で、2年間又は4年間を経過しないことを含む。)

(入会金、年会費及び一時金並びに日管連登録料)

第4条 会員が納付すべき入会金及び年会費は、次のとおりとする。

- 一 入会金 : 10,000円
- 二 年会費 : 10,000円 ただし、年度の途中で入会する年会費は、下表の金額とする。

4月・5月・6月	7月・8月・9月	10月・11月・12月	翌年1月・2月・3月
10,000円	7,500円	5,000円	2,500円

2 一時金をもってその経費に充てるべき事業その他経費の負担に関して必要な事項は、総会において定める規則による。

3 日管連登録料は、日管連の定めるところによる。

(入会金減額の特例)

第5条 会長は、会員が納付すべき入会金に付き、以下の事項に該当する場合は、前条において定められた金額に1/2を乗じた金額とすることができる。

- 一 新潟県マンション管理士会に籍をおいていた者
- 二 日管連所属の管理士会に籍をおいていた者
- 三 その他相当の事由がある者

(会費等の納付)

第6条 会員が納付すべき会費等の納付時期は、次のとおりとする。

- 一 年会費 : 会員は、年度開始3か月以内に年会費を一括納付する。
- 二 一時金 : 会員は、指定の時期に、規則で定められた金員を一括納付する。
- 三 日管連登録料 : 日管連の定めるところによる。

(退会及び会員資格の喪失)

第7条 会員は、定款第15条の定める退会届を提出し、本人の希望により任意に退会ができ、会員の資格を喪失する。

2 定款第16条第1項各号に掲げる事由に該当した会員は、退会とし、当会に対して有する資格を喪失する。

(資格の喪失に伴う義務)

第8条 会員は、会員資格を喪失したときは、その時点で発生している年会費の未納その他当会に対して負担する債務は、一括して履行しなければならない。ただし、定款第16条第四号及び五号における親族からの連絡の場合は該当しない。

2 会員の資格を喪失したとき、既納の金員及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第9条 会長は、会員名簿を作成、その適正な改正、維持及び保管を行う。

2 会長は、会員の増減状況について、理事会に随時報告を行うとともに必要に応じ全会員に通知する。

(規定外事項)

第10条 本規則に定めのない事項は関係法令や定款の定めによるほか、理事会で別に定める規則・規程又は理事会の決議により定める。

附則

本規則は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。